

# 愛川町ボランティア連絡協議会々則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「愛川町ボランティア連絡協議会」と称し、事務局を愛川町角田257番地の1愛川町社会福祉協議会内に置く。

(目的)

第2条 本会は、ボランティア会員相互の連絡を密にし、必要な研修を行うとともに会員の親睦を深め、あわせてボランティア活動の進展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡提携
- (2) 研修会の開催
- (3) ボランティアの育成
- (4) 地域社会への啓蒙
- (5) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 会員は、愛川町善意銀行に登録をし、本会の目的に賛同するボランティアグループの会員及び個人ボランティアとする。

(委員)

第5条 本会の円滑な運営を図るため委員を置き、委員は、次の区分に従い選出する。

- (1) 各グループからの代表者各2名
  - (2) 個人ボランティアの代表者若干名
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、本会の会長が所属するグループは、会長を含め代表者を3名とすることができる。

(委員会)

第6条 委員は委員会を組織し本会事業を執行する。

- 2 委員会は会長が招集しその議長となる。
- 3 委員会は委員総数の2分の1以上の出席を成立要件とする。

4 議事は出席委員の過半数をもって決し可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員及び監事)

第7条 本会に会長1名、副会長2名、書記2名、会計1名を置き委員会において互選する。

2 本会に監事2名を置く。監事は委員会に於いて会員の中から選出する。

(役員及び監事の任務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

3 書記は、本会の記録事務を行う。

4 会計は、本会の会計事務を行う。

5 監事は、本会の事業の執行及び財産の状況等を監査する。

(委員及び役員・監事の任期)

第9条 委員及び役員・監事の任期は2年とし再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員及び役員・監事の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会の運営のため顧問を置くことができる。

2 顧問は委員の推薦とする。

3 顧問は会の運営について会長の諮問に答え、又は、意見を具申する。

(総会)

第11条 総会は会員をもって構成し、議長は会長をもってあてる。

2 総会は、会長が招集し必要に応じて開催する。

3 総会は、事業計画、事業報告予算決算を決定し又は承認する。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

(会計)

第12条 本会の会計は、会費・補助金・その他をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日迄とする。

付 則

- 1 この会則は、平成元年2月19日から施行する。
- 2 初代委員及び役員・監事の任期は、第9条の規定にかかわらず、平成元年2月19日から平成3年3月31日までとする。
- 3 設立初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず平成元年2月19日から平成2年3月31日までとする。

付 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成17年5月11日から施行する。